

# 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報保護に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号）の趣旨に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の法令に定めのあるもののほか、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、特定個人情報に該当しないものを除く。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人情報」とは、センターの役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、センターの役職員が組織的に利用するものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、文書等（公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する情報の公開に関する規程（平成23年規程第13号）第2条に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

5 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 この規程において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

7 この規程において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報であつて、保有個人情報に該当するものをいう。

## (センターの責務)

第3条 センターは、この規程の定めを基本として、センターが取り扱う

個人情報の保護に努めなければならない。

(取扱いの制限)

第4条 センターは、思想、信条、宗教その他人格的利益を損なうおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときは、この限りではない。

(1) 個人情報(特定個人情報を除く。) 法令又は規程(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はセンターがあらかじめ第42条第1項の規定により置かれたセンター個人情報保護審査会の意見を聴いて政党なじむ事業のために必要があると認めて取り扱うとき。

(2) 特定個人情報 法令の規定に基づいて取り扱うとき。

(収集の制限)

第5条 センターは、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 センターは、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。

3 申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の者に関する個人情報(特定個人情報及び要配慮個人情報を除く。)が収集されたときは、当該個人情報は、前項の規定に該当して収集されたものとみなす。

(個人情報管理責任者)

第6条 センターは、事務局に個人情報管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 個人情報管理責任者は、センターにおける個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、所属職員の指揮監督を行わなければならない。

(正確性の確保)

第7条 センターは、取扱目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第8条 センターは、個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるものとする。

2 前項の規定は、センターから個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託を受けた者(当該委託を受けた者から当該事業の委託を受けた者及び当該事務事業につき順次にされる委託を受けた者を含む。以下「受託者」という。)が受託した業務(以下「受託業務」という。)を行う場合について準用する。

(委託に伴う措置)

第9条 センターは、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を委託するときは、当該委託に関する契約において、次に掲げる受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止に関する事。
- (2) 個人情報の業務目的以外の利用及び提供の禁止に関する事。
- (3) 個人情報が記録された文書等を無断で複写し、又は複製することの禁止に関する事。
- (4) 個人情報が記録された文書等の搬送に関する事。
- (5) 業務終了後の個人情報の取扱いに関する事。
- (6) 個人情報の取扱いについて、従事者への周知に関する事。
- (7) 個人情報の取扱いに関する管理者の設置に関する事。
- (8) 再委託の禁止又は制限に関する事。
- (9) 事故等発生時における報告義務に関する事。
- (10) その他個人情報の保護に関し必要な事。
- (11) 前各号に掲げる事項に違反した場合における損害賠償に関する事。  
(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事するセンターの役職員若しくは役職員であった者又は受託業務に従事する者若しくは従事していた者その他の個人情報の取扱いを伴う事務事業に従事する者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 センターは、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

2 センターは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的のための利用を特定の部局に限ることができる。

(個人情報取扱事務の公表)

第12条 センターは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報を取り扱う事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務届出簿(第1号様式)を作成し、公表するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は記載した事項を変更した日以後速やかに個人情報取扱事務届出簿を作成又は訂正して公表するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織(課、部、事業所等文書管理の単位)の名称

- (3) 個人情報を取り扱う目的
  - (4) 個人情報の記録項目及び記録範囲
  - (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (6) 個人情報の収集先及び収集方法
  - (7) 個人情報を当該センター以外の者に経常的に提供するときは、その提供先
  - (8) 個人情報取扱事務の委託の有無
  - (9) 個人情報を電磁的記録を用いて処理するときは、その媒体名
  - (10) 個人情報が記録される簿冊名
  - (11) 個人情報取扱事務開始年月日
  - (12) 個人情報取扱事務公表年月日
  - (13) その他センターが必要と認めた事項
- 2 センターは、前項各号に掲げる事項を届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。
- (開示の申出ができる者)

第13条 何人も、この規程の定めるところにより、センターに対し、センターの保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の申出をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出をすることができる。
- 3 本人が開示の申出をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、次に掲げる代理人は、本人に代わって開示の申出をすることができる。ただし、前項の法定代理人が開示の申出をすることができる場合を除く。
- 4 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報にあつては、本人の委任による代理人は、本人に代わって開示の申出をすることができる。
  - (1) 疾病、事故による傷病その他の身体的状況により直接本人が開示の申出ができないとセンターが認めた者の委任を受けた者
  - (2) その他やむを得ない理由により直接本人が開示の申出ができないとセンターが認めた者の委任を受けた者

(開示申出の手続)

第14条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、保有個人情報開示申出書（第2号様式。以下「開示申出書」という。）をセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人又は前条第2項の法定代理人若しくは同条第3項の代理人（保有特定個人情報にあつては、本人又は同条第2項の法定代理人若しくは同条第4項の本人の委任による代理人）であることを証明するために次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し又は提示しなければならない。
  - (1) 前条第1項による開示申出の場合 次に掲げる書類
    - ア 運転免許証、旅券その他の本人の顔写真が貼付された書類で官公署が発行したもの

- イ 健康保険の被保険者証、年金手帳その他の書類のうち2以上（アに掲げる書類を所持しない場合に限る。）
  - (2) 前条第2項による開示申出の場合 次に掲げる書類
    - ア 当該法定代理人に係る前号に規定する書類
    - イ 戸籍謄本、審判決定通知書又は登記事項証明書その他の本人の法定代理人であることを証明するもの
  - (3) 前条第3項による開示申出の場合 次に掲げる書類
    - ア 当該代理人に係る第1号に規定する書類
    - イ 本人の身体障害者手帳、介護保険の受給者証、医師の診断書その他の本人が開示申出を行うことが困難なことを証する書類
    - ウ 本人の委任状その他代理人であることを証する書類（開示申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
  - (4) 前条第4項による開始も申出の場合 次に掲げる書類
    - ア 当該本人の委任による代理人に係る第1号に規定する書類
    - イ 本人の第1号に規定する書類のうち2以上を複写機により複写したもの
    - ウ 本人の委任状その他本人の委任による代理人であることを証する書類（開示申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
  - 3 センターは、未成年者に係る前条第2項の法定代理人又は同条第3項の代理人若しくは同条第4項の本人の委任による代理人が開示申出をする場合において、当該未成年者が満15歳に達しているときは、当該未成年者に当該開示申出についての確認書を求めることができる。
  - 4 センターは、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、センターは、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
  - 5 開示申出をした前条第2項の法定代理人又は同条第3項の代理人若しくは同条第4項の本人の委任による代理人は、当該開示申出に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨をセンターに届け出なければならない。
  - 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示申出は、取り下げられたものとみなす。  
（保有個人情報の原則開示）
- 第15条 センターは、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。
- (1) 法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
  - (2) 開示申出者（第13条第2項の法定代理人又は同条第3項の代理人（保有特定個人情報にあっては、同条第2項の法定代理人又は同条第4項の本人の委任による代理人）が本人に代わって開示申出をする場合において、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに

第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (3) 開示申出者以外の個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、特定個人情報に該当するものを除く。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人等の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)並びに地方独立行政法人の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ センターの要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (6) センター、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) センター、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政

法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、センター又は国若しくはは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ センターの行う事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第16条 センターは、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 センターは、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報（第15条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、センターは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第19条 センターは、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）又は保有個人情報部分開示決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 センターは、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨を保有個人情報不開示決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（理由の付記等）

第20条 センターは、前条第1項の規定により開示申出に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示申出者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載するものとする。

（開示決定等の期限）

第21条 第19条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（開示決定等の期限の特例）

第22条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から60日（第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しない。）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、センターは、開示申出に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、センターは、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、保有個人情報開示決定等の期限の特例適用通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条 開示申出に係る保有個人情報にセンター以外の者に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係るセンター以外の者に対し、開示申出に係る保有個人情報の表示等を保有個人情報の開示申出に係る意見照会通知書（第8号様式）により通知して、保有個人情報の開示に係る意見書（第9号様式。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2 センター、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれる保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る保有個人情報の表示等を保有個人情報の開示申出に係る



意見照会通知書（第10号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 センターは、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、センターは、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を保有個人情報の開示に係る通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（開示の実施）

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 録音テープ 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法であって、センターがその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- エ 当該電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 センターは、保有個人情報を閲覧の方法により開示する場合において、当該保有個人情報が記録されている文書等が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

（他の制度との調整）

第25条 センターは、法令等の規定により、開示申出者に対し開示申出に係る保有個人情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）あつては、

当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(費用負担)

第26条 第24条第1項の規定により公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては同項に規定する方法を含む。)を受ける開示申出者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正の申出)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第36条において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、センターに対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の申出をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第25条の法令等の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出(以下「訂正申出」という。)をすることができる。

3 本人が訂正申出をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、次に掲げる代理人は、本人に代わって訂正申出をすることができる。ただし、前項の法定代理人が訂正申出をすることができる場合を除く。

(1) 疾病、事故による傷病その他の身体的状況により直接本人が開示申出ができないとセンターが認めた者の委任を受けた者

(2) その他やむを得ない理由により直接本人が開示申出ができないとセンターが認めた者の委任を受けた者

4 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人は、本人に代わって訂正申出することができる。

(訂正申出の手續)

第28条 訂正申出は、保有個人情報訂正申出書(第12号様式。以下「訂正申出書」という。)をセンターに提出しなければならない。

2 前項の場合において、訂正申出をする者は、自己が当該訂正申出に係る保有個人情報の本人又は前条第2項の法定代理人若しくは同条第3項の代理人(保有特定個人情報にあっては、本人又は同条第2項の法定代理人若しくは同条第4項の本人の委任による代理人)であることを証明するために次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し又は提示しなければならない。

(1) 前条第1項による訂正申出の場合 次に掲げる書類

ア 運転免許証、旅券その他の本人の顔写真が貼付された書類で官公署が発行したもの

イ 健康保険の被保険者証、年金手帳その他の書類のうち2以上(アに掲げる

書類を所持しない場合に限る。)

(2) 前条第2項による訂正申出の場合 次に掲げる書類

ア 当該法定代理人に係る前号に規定する書類

イ 戸籍謄本、審判決定通知書又は登記事項証明書その他の本人の法定代理人であることを証明するもの

(3) 前条第3項による訂正申出の場合 次に掲げる書類

ア 当該代理人に係る第1号に規定する書類

イ 本人の身体障害者手帳、介護保険の受給者証、医師の診断書その他の本人が開示申出を行うことが困難なことを証する書類

ウ 本人の委任状その他代理人であることを証する書類(訂正申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(4) 前条第4項による訂正申出の場合 次に掲げる書類

ア 当該本人の委任による代理人に係る第1号に規定する書類

イ 本人の第1号に規定する書類のうち2以上を複写機により複写したもの

ウ 本人の委任状その他本人の委任による代理人であることを証する書類(訂正申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

3 センターは、未成年者に係る前条第2項の法定代理人又は同条第3項の代理人が訂正申出をする場合において、当該未成年者が満15歳に達しているときは、当該未成年者に当該訂正申出についての確認書を求めることができる。

4 センターは、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者(以下「訂正申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 センターは、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報を取り扱う目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行うものとする。

(訂正申出に対する措置)

第30条 センターは、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、速やかに、その旨を保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)又は保有個人情報部分訂正決定通知書(第14号様式)により通知するものとする。

2 センターは、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、速やかに、その旨を保有個人情報不訂正決定通知書(第15号様式)により通知するものとする。

3 センターは、前項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、当該書面にその理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)

は、訂正申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当

な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第16号様式）により通知するものとする。

（訂正決定等の期限の特例）

第32条 センターは、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、センターは、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、保有個人情報訂正決定等の期限の特例適用通知書（第17号様式）により通知するものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 センターは、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を保有個人情報訂正決定通知書（第18号様式）により通知するものとする。

（利用停止の申出）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、センターに対し、当該各号に定める措置を申出することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条の規定に違反して取り扱っているとき、第5条第1項及び第2項の規定に違反して収集されているとき、又は第11条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項各号に掲げる措置を申し出ることができる。

3 本人が第1項各号に掲げる措置の申出をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、次に掲げる代理人は、本人に代わって同項各号に掲げる措置を申し出ることができる。ただし、前項の第1項各号に掲げる措置の申出をすることができる場合を除く。

(1) 疾病、事故による傷病その他の身体的状況により直接本人が第1項各号に掲げる措置の申出をすることができないとセンターが認められたものの委任を受けた者

(2) その他やむを得ない理由により直接本人が第1項各号に掲げる措置の申出をすることができないとセンターが認めた者の委任を受けた者

（保有特定個人情報の利用停止の申出）

第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号の

いずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有するセンターに対し、当該各号に定める措置を申出することができる。この場合においては、前条第1項ただし書の規定を準用する。

(1) 第4条の規定に違反して取り扱っているとき、第5条第1項の規定に違反して収集されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項各号に掲げる措置を申し出ることができる。  
(利用停止申出の手続)

第35条 第34条第1項に規定する保有個人情報又は前条第1項に規定する保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出（以下「利用停止申出」という。）は、保有個人情報利用停止申出書（第19号様式）をセンターに提出しなければならない。

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、自己が当該利用停止申出に係る保有個人情報の本人又は第34条第2項の法定代理人若しくは同条第3項の代理人（保有特定個人情報にあつては、本人又は前条第2項の法定代理人若しくは本人の委任による代理人）であることを証明するために次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し又は提示しなければならない。

(1) 第34条第1項又は前条第1項による利用停止申出の場合 次に掲げる書類

ア 運転免許証、旅券その他の本人の顔写真が貼付された書類で官公署が発行したもの

イ 健康保険の被保険者証、年金手帳その他の書類のうち2以上（アに掲げる書類を所持しない場合に限る。）

(2) 第34条第2項又は前条第2項の法定代理人による利用停止申出の場合 次に掲げる書類

ア 当該法定代理人に係る前号に規定する書類

イ 戸籍謄本、審判決定通知書又は登記事項証明書その他の本人の法定代理人であることを証明するもの

(3) 第34条第3項による利用停止申出の場合 次に掲げる書類

ア 当該代理人に係る第1号に規定する書類

イ 本人の身体障害者手帳、介護保険の受給者証、医師の診断書その他の本人が開示請求を行うことが困難なことを証する書類

ウ 本人の委任状その他代理人であることを証する書類（利用停止申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

(4) 前条第2項の本人の委任による代理人による利用停止申出の場合 次に掲

げる書類

ア 当該本人の委任による代理人に係る第1号に規定する書類

イ 本人の第1号に規定する書類のうち2以上を複写機により複写したもの

ウ 本人の委任状その他本人の委任による代理人であることを証する書類（利用停止申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

3 センターは、未成年者に係る第34条第2項の法定代理人若しくは同条第3項の代理人又は前条第2項の法定代理人若しくは本人の委任による代理人が利用停止申出をする場合において、当該未成年者が満15歳に達しているときは、当該未成年者に当該利用停止についての確認書を求めることができる。

4 センターは、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 センターは、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、センターにおける個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止申出に対する措置）

第37条 センターは、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、利用停止申出者に対し、速やかに、その旨を保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）又は保有個人情報部分利用停止決定通知書（第21号様式）により通知するものとする。

2 センターは、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、利用停止申出者に対し、速やかに、その旨を保有個人情報利用不停止決定通知書（第22号様式）により通知するものとする。

3 センターは、前項の規定により利用停止しない旨の決定をしたときは、当該書面にその理由を記載しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第23号様式）により通知するものとする。

（利用停止決定等の期限の特例）

第39条 センターは、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれ

ば足りる。この場合において、センターは、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を保有個人情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書（第24号様式）により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限  
(異議の申出)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、異議のある者は、当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、センターに対して異議を申し出ることができる。

- 2 前項の異議の申出は、異議申出書（第25号様式）によるものとする。  
(異議の申出の処理)

第41条 前条の規定による異議の申出があったときは、当該異議の申出の対象となった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について再度の検討を行った上で、当該異議の申出に対し、異議申出回答通知書（第26号様式）により回答するものとする。

- 2 前項の回答は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則としてセンターに置く審査機関の意見を聴いた上で行うものとする。
  - (1) 異議の申出が前条第1項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるとき。
  - (2) 異議の申出に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を取り消し又は変更し、当該異議の申出に係る文書等の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
  - (3) 異議の申出に係る訂正決定等を取り消し又は変更し、当該異議の申出に係る訂正申出を容認して訂正することとするとき。
  - (4) 異議の申出に係る利用停止決定等を取り消し又は変更し、異議の申出に係る利用停止申出の全部を容認して利用停止することとするとき。

(個人情報保護審査会)

第42条 前条第2項の規定により意見を聴くため、センター個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、異議の申出の都度、役職員のうちから、理事長が指名する3人をもって組織する。
- 3 審査会の運営その他必要な事項については、理事長が別に定める。  
(第三者からの異議の申出に応じない場合等における手続)

第43条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する回答をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの異議の申出に応じない旨の回答
- (2) 異議の申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る文書等を開示する旨の回答（第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(開示申出等をしようとする者に対する情報の提供)

第44条 センターは、開示申出、訂正申出又は利用停止申出(以下「開示申出等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等を行うことができるよう、当該センターが保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示申出等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第45条 センターは、センターが行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第46条 センターは、毎年1回、この規程の運用の状況を取りまとめ、公表するとともに、船橋市に報告するものとする。

(指導、助言)

第47条 センターは、個人情報の取扱いについて、船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号)の規定に基づき、船橋市の行う個人情報保護施策に協力するとともに、センターの保有する個人情報の保護に対して指導、助言を求めることができる。

(委任)

第48条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第8条第2項及び第10条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、同条の委託に係る契約(第2条第4号に規定する特定個人情報に係るものを除く。)にあっては、平成28年4月1日以後に締結するものについて適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。